

事例研究～中国ビジネス法務

(第61回) 中国の現地法人の
社印管理を粗末にしていますか?北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

海外の商習慣では署名が重視され、それに比べ印鑑の重要性は低いものと思われがちです。しかし、中国における会社業務では、社印が大きな役割を果たしています。

◇中国の社印、日本の代表者印

- ・ ケース1：A社（合弁会社）がさまざまな行政審査手続を行う際、関連する政府機関からA社の提出する申請書類に社印を捺印するよう要請された。
- ・ ケース2：B社（合弁会社）が従業員と労働契約を締結する際、政府機関からの要請で労働契約書に社印を捺印しなければならなかった。
- ・ ケース3：C社（日系独資企業）とD社（中国の地場企業）が売買契約書を締結したところ、D社は契約書に社印を捺印したのみで、法定代表者または授権代表の署名をしていなかったため、C社は当該契約書の有効性に疑問を感じた。

ケース1（公文書）、2（社内私文書）、3（社外私文書）では社印の使用が求められる典型的な例を挙げました。すべての場合において、中国では社印が大きな役割を果たします。

社印は、公安機関がその効力を担保するため、実務上最も高い信頼性を持ちます。しかも、社印の効力が場合によっては絶対視され、法定代表者や責任者の署名を伴わずに単独で使用されても、その効力が認められることが往々にしてあります。

その点から考えると、ケース1の場合、政府機関からの要請に対して、社印だからと安易に捺印すべきではなく、日本における代表者印の取り扱いと同様、内容を慎重に精査し、押印すべきでしょう。

また、ケース2に関して、中国において労働契約を締結する場合、労働契約書には社印の捺印が必須であることにもご注意ください。

ケース3も、中国で散見される事例です。中国国内の企業や組織が契約書などの法的書類に社印を捺印するのみで、責任者または担当者が署名をしないということがしばしばありますが、裁判などの司法上の取り扱いでは、このような法的書類も、通常法的効力が認められています。

よって、契約の際には、社印がきちんと捺印されているかどうかを確認することが重要です。もちろん、法定代表者や授権代表（授権書を要求すること）の署名があれば、なお良いと思います。

◇社印の重要性とそのリスク

以上の通り法的書類に社印が押されていると、それだけで会社が法的書類の内容を承認したものと見なされてしまいます。このため、社印が悪意をもって利用されてしまうリスクを強く認識しておく必要があるでしょう。以前から、従業員が会社に無断で社印を捺印し、不正に利益を得るという事件が発生し、会社が不利な局面に立たされるという事例が報告されています。

反対に、法的書類に社印が捺印されていない場合、法定代表者か責任者により署名がされていたとしても、(1) 政府機関の認可を得ることは不可能に近く、(2) 契約またはその他の私文書に関して、取引先から無効とみなされる可能性があります。また、社印を紛失したり、破損してしまったりした場合、会社の日常的な経営活動に大きな影響を与えます。

- ・ ケース4：E社（日系独資企業）と総経理であるX個人との間で紛争が発生した際、XはE社の社印を渡さないという手段を用い、E社の経営管理権を引き渡すことを拒否した。

これは、総経理が社印の重要性を盾に、会社との交渉を有利にしようという意図で、返還拒否を行った事例です。社印の返還が行われなければ、総経理により社印が使用され会社が損失を被るリスクがあり、社印がないことにより日常的な経営活動に影響を与える可能性があることから、E社は弁護士のアドバイスを受け、最終的に公安機関へ社印の紛失届を出し、社印を改めて作成するという方法で対応せざるを得ませんでした。

◇社印の適切な管理

日本の会社では印鑑がしっかり管理されることは常識ですが、中国に投資した現地法人の社印の管理はおろそかにされている傾向が見られます。中国における社印の重要性を考えますと、コンプライアンスの一環として、適切な社印の管理制度を築くことが必須であると思量いたします。

制度設計において少なくとも押さえておきたいポイント

- ・ 使用の記録届出制度: 社印の使用日時、用途、対象を具体的に届け出させます。また、社印を捺印した法的書類の写しを保管し、万一の場合に備えます。
- ・ 担当者による管理制度: 総経理か担当者が社印を保管するものとし、他の従業員は許可なく社印を持ち出せないようにします。
- ・ 処分制度: 就業規則などの社内の管理制度に関連規定を設け、社印の使用制度に違反する行為については、相応の処分を科すこととします。

世界有数の写真データベース買収へ＝中国企業

23日付の中国紙・上海証券報(3面、40面)によると、深セン証取に上場する写真提供サービス大手の視覚(中国)文化発展が、米同業大手コービスからストック写真サービス事業を取得する方針だ。売却後、コービス社はエンターテインメント事業に経営資源を集中させる。

買収対象は、「コービスイメージズ」や「コービスモーション」、「Veer」などのブランドで提供しているストックフォト事業。世界有数の歴史的写真コレクションとして知られる「ベットマン」や「Sigma」も含まれる。買収総額は最大1億ドルと見込まれる。(上海時事)

神華、15年の石炭販売18%減＝中煤が赤字転落

23日付の中国紙・中国証券報(B12面)などによると、上海証取に上場する中国石炭最大手の神華能源が同日発表した2015年通年の石炭販売量は、前年比17.9%減の3億7050万トンとなった。石炭生産量は同8.4%減の2億8090万トン。石炭の需要減少などが響いた。このうち15年12月の石炭販売量は18.7%減の3310万トンと振るわなかった。

傘下発電所の15年通年の発電量は3.7%減の2257億9000万キロワット時。15年10月に買収した国華徐州発電などグループ3社の発電量も含まれている。

一方、国内石炭2位の中煤能源が先に発表した15年通年の石炭販売量は1億3713万トンとなり、12.6%減少した。うち15年12月が9.5%増の1475万トン。また、中煤の15年決算(暫定)は、純損益が23億～28億元の赤字に転落する見込み。14年は7億6700万元の黒字だった。同社が赤字転落するのは08年の上場以来初めて。(上海時事)

重慶自貿区の準備完了、中央の許可待ち

中国重慶市両江新区の湯宗偉・党副書記は24日、市人民代表大会(市議会)で行った報告で、金融改革や本格的な規制緩和を実験的に行う中国(重慶)自由貿易試験区(重慶自貿区)について、両江新区への設立準備作業が終わり、現在、中央政府の許可を待っている段階だと述べた。中国証券網が25日伝えた。

重慶自貿区は発足後、中国内陸部初の自由貿易試験区として、先に設立された上海自貿区と連携。長江沿岸の経済ベルト地帯「長江経済帯」の対外開放を一層推進する役割を担うことになる。